

臨時の休業措置等に関する申合せ

(平成16年4月1日制定)

暴風、豪雨等により、授業を終日または一部休講とする措置及び学生が参加する学校行事(体育祭、文化祭等)を中止または延期とする措置(以下「休業措置等」という。)について、次のとおり申し合わせる。

1 休業措置等の決定

休業措置等の決定は、次のとおり取り扱うものとする。

- 1) 校長は、原則として、休業措置等の前日に関係主事、専攻科長、事務部長等(以下「主事等」という。)との協議に基づき、休業措置等を決定する。
- 2) 校長は、休業措置等の前日までに決定しがたい場合、主事等との協議に基づき、休業措置等の当日の午前7時までに休業措置等を決定する。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
- 3) 校長が出張等で不在の場合は、教務主事、学生主事、寮務主事の順位で、その職務を代行する。

2 教職員、学生への休業措置等の通知方法等

教職員及び学生に対する休業措置等決定の通知方法等は次のとおりとし、その業務は学生課が処理する。なお、通知方法は、あらかじめ教職員及び学生に周知するものとする。

- 1) 事前に休業措置等決定の通知が可能な場合
 - ① 学内放送、学寮放送、掲示、グループウェア、電子メールで適宜通知する。
 - ② 本校ホームページ上に設定する「佐世保高専緊急連絡サイト」で通知する。
- 2) 休業措置等の当日及び緊急に休業措置等を通知する場合
 - ① 本校ホームページ上に設定する「佐世保高専緊急連絡サイト」で通知する。
 - ② 学内及び学寮の電話により対応する。
 - ・学寮事務室の電話による対応 0956-34-8423
 - ・守衛室の電話による対応 0956-34-8427
 - ③ 寮生には、休業措置等決定の連絡を受けた当直教員が館内放送で周知する。なお、放送の際には、寮生個々の連絡網による寮外生への連絡を併せて要請する。

3 休業措置等に関する連絡体制

休業措置等に関する教職員の連絡体制は、別に定める。

附 記

この申合せは平成27年5月1日から施行する。